

# 国際芸術センター青森

< 施設利用の手引き >

## 1 貸出施設

棟	施設名	面積	定員	用途
展示棟	ギャラリーA	512 m <sup>2</sup>	300 人	作品展示や企画展など
	ギャラリーB	87 m <sup>2</sup>	20 人	
	AVルーム	43 m <sup>2</sup>	24 人	映像作品や映像資料の上映など
	屋外ステージ	170 m <sup>2</sup>	300 人	野外作品の展示、パフォーマンス、コンサートなど
創作棟	木工スタジオ	133 m <sup>2</sup>	5 人	木工機器を使った作品創作など
	ワークショップスタジオ (3 区画)	324 m <sup>2</sup>	1 区画 10 人	絵画やワークショップなど
	銅版画スタジオ	63 m <sup>2</sup>	2 人	銅版画制作
	AVスタジオ	35 m <sup>2</sup>	4 人	映像、音響機器を使った作品創作など
	写真スタジオ	31 m <sup>2</sup>	2 人	モノクロの写真の現像とプリント
宿泊棟	宿泊室(1 人用)	19 m <sup>2</sup>	1 人	創作活動を行う滞在者の宿泊施設 (シングル 8 室、ツイン 2 室)
	宿泊室(2 人用)	27 m <sup>2</sup>	2 人	

## 2 貸出期間

アーティスト・イン・レジデンス事業等の当センター自主事業に係る施設使用期間以外の期間とします。なお、展示棟の野外ステージの冬期間の(12月～3月)の貸し出しは行いません。また、センターの自主事業のスケジュール変更により貸出施設が使えなくなる場合がありますので、空き状況を事務に確認していただきますようお願いいたします。

申込受付は施設使用日の3月前から7日前までとし、午前9時から午後5時30分(休館日を除く。)までとします。

## 3 開館時間及び休館日

### 開館時間

午前9時～午後10時(宿泊棟のチェックインは午後3時から、チェックアウトは午前10時まで)

### 休館日

毎月第3日曜日(祝祭日の場合はその翌日)及び年末年始

## 4 貸出対象者

創作活動を目的としたアーティストおよびアーティストを目指す者、一般利用(個人/団体)  
芸術文化の振興に資する活動を行うもの(興行を含む)  
その他理事長が特別に認めるもの

## 5 使用申込受付、承認

### 使用申込み

施設の使用希望者は所定の「国際芸術センター青森使用承認申請書(様式第1号)」に必要事項を記入し提出していただきます。

併せて、創作活動の向上を図る観点から、創作活動の一環としての作品公開や説明会等を含む創作計画あるいは展示計画(様式任意)を提出していただきます。

### 申込み内容の確認

の使用承認申請書、創作・展示計画書を受付後、その内容等について、1)アドバイスを必要とする部分がないかどうか、2)使用希望施設と創作内容が合致しているかどうか、3)使用者自身が希望機器等を操作できるかどうかなどを確認させていただきます。この場合、必要に応じて申請者に来館していただき説明を求めることがあります。

### 使用の承認

の申込み内容等の確認後、使用を承認するときは、使用承認書を交付します。

## 6 施設使用料

使用の承認を受けたものは、施設使用料および備品使用料を前納しなければなりません。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。

使用料一覧表参照

## 7 使用期間の制限

施設を連続して使用できる期間は、次に定めるとおりとします。ただし、申請内容等に応じ使用期間の延長を認める場合があります。

宿泊棟の宿泊室および創作棟の各部屋 1か月以内

その他の施設 14日以内

## 8 留意事項

### (1) 貸出条件

使用者は申込者本人とします。ただし、複数人数での使用を前提とした申込みの場合は、申込者本人以外でも委任状があれば可能とします。

宿泊施設の利用者は創作活動を前提とした方であって、観光目的等の単なる宿泊施設としての使用は認めません。

機械・器具、薬剤等の使用にあたっては、使用前に職員が使用上の注意事項等を説明しますが、資格を必要とする特殊機械・器具、薬剤等の使用にあたっては、使用者において該当する資格を有する方を確保するか、センターの技術担当が対応可能な日時に調整していただくことがあります。(資格が必要な事例・木工機器を使用する場合 木工加工用機械作業主任者・溶接機器を使用する場合 ガス溶接技能講習修

了証、アーク溶接特別講習修了証・16mm映写機を使用する場合 16mm映写機操作技術講習修了証)

施設使用料は前納とし、使用料金の納入がない場合、使用承認を取り消す場合があります。

使用承認を受けた者は、施設の使用にあたり、当該使用承認書を常時携帯していただきます。

創作活動に必要な材料は使用者において準備していただきます。

### (2) 使用承認事項の変更および取りやめ

使用者は使用承認された事項を変更しようとするときは、別に定める「国際芸術センター青森使用承認変更申請書(様式第6号)」を提出し、承認を得なければなりません。

また、使用を取りやめようとするときは、別に定める「国際芸術センター青森使用取りやめ届け(様式第7号)」を提出し、承認を得なければなりません。

### (3) 使用料の還付

納付した使用料は原則としてお返ししないこととしておりますが、特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部または一部を還付いたします。

この場合、使用料の還付を受けようとする方は、別に定める「国際芸術センター青森使用料還付申請書(様式第2号)」を提出し、承認を得なければなりません。

還付する額は使用者の責めに帰すことができない場合は使用料の全額、使用日の30日前までに使用の取りやめの届出があった場合は基本使用料の7割と基本使用料以外の使用料の額、使用日の7日前までに使用の取りやめの届出があった場合は基本使用料以外の使用料の額とします。

### (4) 使用料の減免

使用料に関し、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができます。

使用料の減免を受けようとする方は、別に定める「国際芸術センター青森使用料減免申請書(様式第3号)」を提出し、承認を得なければなりません。

### (5) 使用承認の取り消し等

使用の承認を受けた方又は使用の承認を受けようとする方が、以下に該当するときは、使用の承認を拒み、または使用の承認を取り消し、若しくは使用を制限することがあります。

公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき。

他人に危害又は迷惑を及ぼし、又はおそれがあると認めるとき。

施設又は物品を損傷し、もしくは汚損し、又はおそれがあると認めるとき。

詐欺その他不正の行為により使用の承認を受けたとき。

その他センターの管理運営上支障があると認めるとき。

上記事項において、使用者に損害があっても、理事長はその責めを負わない。

### (6) 特殊物件の搬入

使用者は、センターの使用にあたって特別の施設若しくは設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。

当該承認の申請は、別に定める「国際芸術センター青森特別設備承認申請書(様式第4号)」により提出していただきます。

### (7) 目的外使用等の禁止

使用者は、承認を受けた目的外に使用し、またはその権利を他に譲渡し、または転貸してはなりません。

### (8) 損害賠償

使用者は、その使用により施設又は物品を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければなりません。ただし、特にやむを得な

いと認めるときは、この限りではありません。

なお、センターの建物、附属設備又は備品類を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、別に定める「国際芸術センター青森損傷等届(様式第8号)」により届け出て、その指示を受けていただきます。

### (9) 原状回復

使用者は、施設または物品の使用を終了したとき、または使用の承認を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、速やかにその使用に係る施設又は物品を現状に復さなければなりません。ただし、特にやむを得ないと認めるときは、この限りではありません。

また、使用者は承認を受けた施設または物品の使用を終了したときは、速やかに職員にその旨を申し出て、点検を受けていただきます。

なお、使用者が原状回復の義務を履行しないときは、理事長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収します。

### (10) 使用者の遵守事項

各施設の定員を超えて入場させないこと。

あらかじめ指定した時間及び場所以外で飲食又は喫煙させないこと。

承認を受けた者のほか、センター内で物品の販売、金品の寄附又は募集等の行為をさせないこと。

承認なく特別な設備を設置しないこと。

使用に係る秩序保持並びに安全管理のため、責任者を置き、必要に応じ整理員を置くこと。

センターの清潔を保つこと。

その他センターの職員の指示に従うこと。

### (11) 入場者の遵守事項

指定の場所及び場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

センターの清潔を保つこと。

騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけないこと。

指定の場所以外に出入りしないこと。

その他センター職員の指示に従うこと。

### (12) 入場の制限

以下に該当すると認める者に対して、センターへの入場を拒否し、又は退去を命ずることがあります。

公の秩序を乱し、または善良な風紀を乱し、または乱すおそれがあると認める者。

他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品または動物を携行する者。

施設等を毀損し、または滅却するおそれがあると認める者。

その他施設の管理上支障があると認めた者。

職員の指示に違反した者。

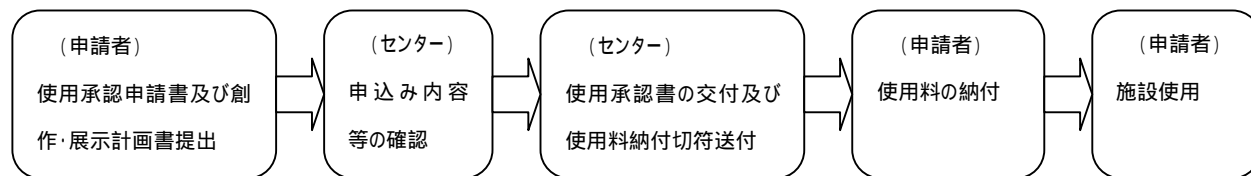
### (13) 管理上の立入り

使用者は職員が、管理上必要のために立入るとき、これを拒めません。

### (14) その他

その他必要な事項は、別に定めます。

## < 施設ご利用の流れ >



## < 使用料一覧表 >

基本使用料(単位:円)

	時間貸し使用料(1時間につき)				通し貸し使用料
	午前	午後	夜間	全日	
	9時-13時	13時-18時	18時-22時	9時-22時	
ギャラリーA	2,500	2,800	3,700	29,200	
ギャラリーB	400	500	600	4,600	
AVルーム	200	250	300	2,300	
屋外ステージ	1,600	1,800	2,400	18,700	
木工スタジオ	個人使用	100	150	200	1,100
	貸切使用	500	750	1,000	5,500
ワークショップスタジオ	個人使用	100	150	200	1,100
	貸切使用	1,000	1,500	2,000	11,000
銅版画スタジオ	個人使用	100	150	200	1,100
	貸切使用	200	300	400	2,200
AVスタジオ	個人使用	100	150	200	1,100
	貸切使用	400	600	800	4,400
写真スタジオ	個人使用	100	150	200	1,100
	貸切使用	200	300	400	2,200
宿泊室(一人用)	1日につき 2,000円				
宿泊室(二人用)	1日につき 3,000円 (ただし、一人で使用するときは 2,000円)				
< 備考 >					
1 入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料の5割増しの額(以下「割増使用料」という。)とします。					
2 営利を目的とする場合の使用料は、入場料を徴収しない場合にあっては基本使用料の3倍の額とし、入場料を徴収する場合にあっては割増使用料の3倍の額とします。					
3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなします。					
4 使用のための準備および原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとします。					
5 入場料を徴収する場合の入場料とは、入場料、会費、その他いかなる名義をもってするを問わずセンターに入館するものからの使用者が徴収する金銭または使用者が発行する入場券をいいます。					
6 宿泊室を連続して8日以上使用した場合の使用料は、第8日目から第14日目までの期間については、基本使用料に100分の70を乗じて得た額とし、第15日目以降の期間については基本使用料に100分の50を乗じて得た額とします。					

備品使用料(単位:円)

分類	品名	単位	使用料
映像編集	ダビングシステム	一式	2,000
	リニア編集システム	一式	5,000
	ノンリニア編集システム	一式	5,000
	音響システム	一式	2,000
	コンピュータ音響システム	一式	2,000
	可搬型音響システム	一式	2,000
映像	映像試写システム	一式	3,000
	35mmスライド映写機	1台	1,000
	16mm映写機	1台	2,000
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	600
	液晶プロジェクター	1台	2,000
	イベント	イベント用音響システム	一式
イベント用音声マイク		1本	600
イベント用ワイヤレスマイク		1本	600
イベント用ピンマイク		1本	600
ガンマイク		1本	600
インターカムシステム		一式	600
イベント用調光システム		一式	2,000
Qスポットライト		1台	300
パーライト		1台	300
エリプソイドライト		1台	300
ローホリゾンライト		1台	300
リノリウムマット		一式	2,000
立鏡		一式	300
移動用スクリーン		1台	300
照明用イントレ		1台	1,000
グランドピアノ	1基	5,000	
銅版画	B全プレス機	1台	1,000
石彫	カット	1台	300
	石材ポリッシャー	1台	300
	ハンマードリル	1台	300
	ダイヤモンドコアドリル	1台	300
	エアコンプレッサ	1台	300
モデリング	回転器付制作台	1台	300
製図	製図機械	一式	500
木工	木工機器	一式	3000
グラフィック	エアブラシ	1台	300
	ミニコンプレッサ	1台	300
	ピースコンビ	1台	300
写真	カメラ(35mm)	1台	500
	デジタルカメラ	1台	500
	白黒引伸機	一式	1,000
	白黒自動現像乾燥機	一式	1,000